

○上越地域消防事務組合公平委員会設置条例

(昭和 47 年 5 月 1 日条例第 14 号)

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、法第 7 条第 3 項の規定に基づき、上越地域消防事務組合公平委員会を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。